

第4期横浜市子ども・子育て会議 第3回保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 第2回保育部会 合同会議 会議録	
日 時	平成31年3月26日（火）18時10分～21時00分
開催場所	松村ビル本館 地下1階会議室 マツ・ムラホール
出席者	神長美津子部会長、石井章仁副部会長、木元茂委員、荒巻正則委員、大庭良治委員、尾木まり委員、新堀由美子委員、天明美穂委員、松本純子委員
欠席者	森佳代子委員
開催形態	一部公開（傍聴者なし）
議 題	<p>議事＜公開案件＞</p> <p>（1）支給認定基準の改正について【子ども・子育て会議】</p> <p>報告＜公開案件＞</p> <p>（1）利用調整基準の改正について【児童福祉審議会】</p> <p>（2）幼児教育・保育の無償化について【子ども・子育て会議】</p> <p>議事＜非公開案件＞</p> <p>【児童福祉審議会】</p> <p>（2）法人所有地への建設費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>（3）民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について</p> <p>（4）内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>（5）横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>（6）横浜市立保育所の民間移管に伴う新規認可について</p> <p>（7）認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について</p> <p>【子ども・子育て会議】</p> <p>（8）横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について</p> <p>（9）幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>（10）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について</p> <p>その他</p>

	<p>〔配付資料〕</p> <p>資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿</p> <p>資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿</p> <p>資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱</p> <p>資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱</p> <p>資料5 平成32年4月に向けた支給認定基準の見直しについて</p> <p>資料6 平成32年4月に向けた利用調整基準の見直しについて</p> <p>資料7 幼児教育・保育の無償化について</p>
--	--

○神長部会長	初めに、議事(1)「支給認定基準の改正について」、事務局から説明をお願いいたします。
○事務局	資料5「平成32年4月に向けた支給認定基準の見直しについて」に基づき説明。
○神長部会長	ただいまの事務局の説明について、質問や意見がございましたらお願いいたします。
○大庭委員	教育無償化の条件としては、保育が必要な方に対しての基準は、この就労時間月64時間とイコールで考えていいんですか。
○事務局	そういうことになります。
○神長部会長	そのほかにいかがでしょうか。 それでは、ほかに意見がございましたら、委員の皆様にお伺いしたいと思います。 当部会の意見としては、事務局の示したとおり了承するというところでよろしいでしょうか。
○神長部会長	続いて、報告の(1)「利用調整基準の改正について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料6 「平成32年4月に向けた利用調整基準の見直しについて」に基づき説明。

○神長部会長

ただいまの事務局の説明について、質問や御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告(2)「幼児教育・保育の無償化について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料7 「幼児教育・保育の無償化について」に基づき説明。

○神長部会長

ただいまの説明につきまして、質問や御意見がありましたらお願いいたします。

○木元委員

副食費の免除に関して第3子以降というとき、全ての所得階層で、1号認定の子どもの場合、小学校3年生から3歳児までの子どものうち3人目以降、2号認定の子どもの場合、0歳から就学前までの子どものうち3人目以降という考えでよいですね。

○事務局

はい。

○天明委員

無償化というのは非常にありがたいことですが、各保育所、各幼稚園の特色として、保育料を幾らに設定するかというところがあると思います。園児を呼ぶため、うちは特に高いけれども、このような保育をしていますとか、もしくは、うちは安いけれども、ここまでで、それ以外のことはやりませんとか、いろいろ特色があることを保育料に反映しているのではないかと思います。そこが無償化になると、そういう情報が逆に保護者のほうは考えなくなってしまい、選ぶ基準として曖昧になりがちだなと思ってしまいます。そのあたりについて教えていただけるとありがたいです。

○事務局

保育所や新制度に移行した幼稚園等は、園で自由に保育料を決められるわけではありませので、私学助成幼稚園を想定したお話として、園長先生から頂いたご意見を紹介させていただきます。

例えば、今2万6千円の保育料を取っている園ですと、(2万5千7百円は無償化されますので)10月以降は300円になってしまいます。そうすると、今の私たちの教育が300円で提供されるというふうにな案内するには抵抗がある、などという御意見もいただいています。そのような中で、2万6000円に

は変わらないけれども、括弧書きで自己負担は300円になりますと書くとか、そのようなことで、教育の質が落ちるわけではないというような、そういった案内の仕方もあるかもしれませんといった意見交換を事業者の方とさせていただいております。

○大庭委員

保育料無償化月額上限3万7000円というのは高いのですか。

○事務局

保育料無償化月額上限3万7000円というのは、今現在の保育料の全国平均値だと聞いております。

○木元委員

資料にある2万5700円というのも、全国平均だと思っていただくほうがいいと思います。全国の北海道から沖縄までの全てを調べて計算すると、2万5700円がまさにその金額です。しかし、例えば東京都内とか、あるいは横浜市内とかでも、その2万五千幾らを超える園は多々ありまして、その差額については、それぞれの園で追加分として徴収して構わないということになっています。その部分では、自分たちの園の適正保育料、各園の園長先生が考えているものが2万5700円を超えていれば、それ以上に徴収しても構わないという話です。逆に2万5700円よりも下回ってれば、その下回った金額で無償化ですから、もしその園の保育料が2万円になっているのであれば、2万5700円ではなくて2万円の給付というか、それで保育料をいただくということになります。あくまでも2万5700円というのは全国平均なので、当然、各自治体とか園の考え方でいろいろ変わってくるので、その差額についてはそれぞれです。

ただし、この際だから便乗値上げするということは、してはならないと、言われています。全国の幼稚園団体でも、そこは今の設定している金額でやってくださいということ。あくまでも全国平均ということなので、その数字がもとになっているというふうに理解しています。

○天明委員

全国平均という考え方はよくわかりました。保育料について以外の価値の見せ方みたいなものを工夫してやっていく必要があるのではないかなとも思います。過渡期なので、そういうことが見えるけれども、これがずっと続いてしまうとありがたみがなくなってしまうと懸念していましたので聞けてよかったです。

○木元委員

昔は、私立と国公立の園の保育料の違いがあって、そこを埋めるために就園奨励費補助金とか、そういった補助金を獲得するために、先輩方は国にかけ合ったり、市町村にかけ合ったりして、上げてくださいという話をしてきたということがありました。今回、無償化になれば、確かにその部分は見えなくなってしまうと思いますが、それは本来、これだけのコストがかかっているのですよということ、こ

れだけのものを保護者は享受しているのですよということは、各園から保護者に対して示してほしいという希望はありますね。書面で通知はあるので、保護者の方は知るタイミングというのがあります。

一方で、今までは私学助成という補助金と各保護者から納入していただく金額で運営していました。、納入いただいていた保育料が無償化になりますと、見えにくくなりますが、今後は税金が投入されるので、きちんと適正な保育をしなくてははいけませんということを一方では言われています。そこは質を向上させないといけません。あるいは、質の向上ということは、職員の給料をしっかりと上げて、それなりに処遇を改善して、職員が働くことに価値を見出して、しっかりとキャリアアップしていく、そういった体制を各園でつくって、その税金に見合う保育をしてくださいねということは各施設に課されています。

○天明委員

わかりました。

○神長部会長

そのほかにありますでしょうか。

見通しとしては、いつごろからですか。10月と言われてはいますけれども、今回の国会で決まれば、そのまま進めていくという形ですか。

○事務局

10月1日の実施に向けて、今現在、準備しております。今の国会で成立する予定というふうに聞いているという状況でございます。

○神長部会長

皆さんのほうからはよろしいでしょうか。